

君津市規則第36号

君津市市民協働のまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市市民協働のまちづくり条例（平成20年君津市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議会等)

第2条 市の執行機関は、審議会等の委員を選任するときは、法令に特別の定めがある場合を除き、委員の性別、年齢、居住地域等に著しい偏りが生じないように、また、委員の在期数、他の審議会等の委員の兼職状況等に配慮し、市民等の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。

2 審議会等の会議の公開については、君津市審議会等の会議の公開に関する規則（平成18年君津市規則第1号）によるものとする。

(ワークショップ)

第3条 市の執行機関は、ワークショップの委員を選任するときは、公募等により市民等の多様な意見が反映されるよう配慮するとともに、必要に応じて専門的な知識を有する市民等を選任するよう努めるものとする。

2 君津市審議会等の会議の公開に関する規則の規定は、ワークショップの会議の公開について準用する。

(懇談会等)

第4条 市の執行機関は、懇談会等を開催するときは、対象施策に対して広く市民等から意見を聴取するため、次の事項を公表するものとする。

- (1) 開催日及び開催場所
- (2) 対象施策の趣旨及び内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市の執行機関が指定する場所、各行政センター、各公民館及び各コミュニティセンターでの掲示
- (2) 市のホームページへの掲載

(3) 前2号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法

(まちづくり意見公募手続に係る案等の公表)

第5条 市の執行機関は、まちづくり意見公募手続を実施するときは、対象施策の意思決定を行う前の適切な時期に、当該対象施策の案を公表するものとする。

2 市の執行機関は、前項の規定により対象施策の案を公表するときは、併せて次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

(1) 対象施策の案の趣旨、目的及び背景

(2) 対象施策の案の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象施策の案を理解するために必要な資料

3 第1項の規定による公表を行うときは、意見の提出先、提出方法、提出期間、意見を提出できる者の範囲等必要な事項を併せて明示するものとする。

4 第4条第2項の規定は、第1項の公表の方法について準用する。この場合において、第4条第2項第1号中「掲示」とあるのは「閲覧又は配布」と読み替えるものとする。

(まちづくり意見公募手続に係る意見の提出)

第6条 まちづくり意見公募に係る意見を提出できる者は、市民等及び当該対象施策に利害関係を有する者とし、意見を提出しようとするときは、別表に掲げる事項を明らかにしなければならない。

2 意見の提出期間は、第5条第1項の規定による公表の日から起算して30日以上とする。ただし、やむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして30日未満とすることができる。

3 意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市の執行機関が指定する場所への書面による提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が適当と認める方法

(まちづくり意見公募手続に係る意見への対応)

第7条 市の執行機関は、提出された意見を考慮して対象施策の意思決定を行わなければならない。

2 市の執行機関は、前項の規定により対象施策についての意思決定を行ったときは、速

やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の概要（意見の提出がなかった場合にあっては、その旨）
- (2) 提出された意見に対する市の執行機関の考え方
- (3) 対象施策の案を修正したときは、修正の内容及びその理由

3 第4条第2項の規定は、前項の公表の方法について準用する。この場合において、第4条第2項第1号中「掲示」とあるのは「閲覧又は配布」と読み替えるものとする。

（まちづくり意見公募手続に係る実施状況の公表）

第8条 市長は、市の執行機関が行っているまちづくり意見公募手続の一覧表を作成し、公表するものとする。

2 前項の一覧表には、案件名、公表日、意見の提出期限、対象施策の案等の閲覧又は配布の方法及び問い合わせ先を明記するものとする。

3 第4条第2項の規定は、第1項の公表の方法について準用する。この場合において、第4条第2項第1号及び第3号中「市の執行機関」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（その他の市民参加の方法）

第9条 市の執行機関は、審議会等の開催、ワークショップの開催、懇談会等の開催及びまちづくり意見公募手続の実施のほか、適切かつ効果的と認められる市民参加の方法があるときは、積極的に活用するよう努めるものとする。

（市民提案手続）

第10条 条例第10条第1項の規定により市民提案をしようとする市民等は、市民提案書（別記第1号様式）及び市民提案者名簿（別記第2号様式）に、必要に応じて関係資料を添えて企画財政部総合企画課に提出するものとする。

2 条例第10条第2項の規定により市の執行機関が市民提案を求めるときは、次の事項を公表するものとする。

- (1) 提案を求める施策の目的
- (2) 提案できる者の範囲
- (3) 提案の提出先及び提出方法
- (4) 提案の提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項

3 市の執行機関は、前2項の規定により市民提案が提出されたときは、提案内容を検討

し、提案のあった日から起算して6か月以内にその結果及び理由を当該提案者に通知するとともに公表するものとする。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その理由を公表したうえで期間を延長することができるものとする。

4 第4条第2項の規定は、前2項の公表の方法について準用する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

別表（第6条第1項）

区 分		明らかにする事項
市内に住んでいる人		氏名、住所及び連絡先
市内で働く人		氏名、住所、連絡先、勤務先の名称及び所在地
市内で学ぶ人		氏名、住所、連絡先、学校の名称及び所在地
市民活動団体		団体の名称、所在地、代表者氏名、連絡先
事業者	個人	事務所又は事業所の名称及び所在地並びに氏名及び連絡先
	団体	事務所又は事業所の名称及び所在地並びに代表者氏名及び連絡先
まちづくり意見 公募手続に係る 対象施策に利害 関係を有する者	個人	氏名、住所、連絡先及びまちづくり意見公募手続に係る対象施策の利害関係の内容
	団体	団体の名称、所在地、代表者氏名、連絡先及びまちづくり意見公募手続に係る対象施策の利害関係の内容

別記

第1号様式（第10条第1項）

市 民 提 案 書

年 月 日

様

住 所
代表者 氏 名 ⑩
電話番号

君津市市民協働のまちづくり条例第10条第1項の規定により、次のとおり提案します。

1 提案する施策案の名称
2 現状の課題や背景
3 提案の概要
4 期待される効果
5 添付する資料

第2号様式（第10条第1項）

市民提案者名簿

1 提案する施策案の名称

2 提案者

番号	氏名	住所	区分	備考
	Ⓜ		市内で働く人（ ） 市内で学ぶ人（ ）	
	Ⓜ		市内で働く人（ ） 市内で学ぶ人（ ）	